

文京区指名競争入札の参加資格を持つ者に対する指名停止等取扱要綱

18文総契第347号 平成18年12月27日 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、指名競争入札の参加資格を持つ者の指名停止等に関し、必要な事項を定めることにより、区における契約事務の適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第2項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- 二 指名停止 令第167条の11の規定により指名競争入札の参加につき、期間を定めて、その対象としないことをいう。

(指名停止等)

第3条 区長は、有資格者が別表に掲げる取扱要件のいずれかに該当するときは、当該有資格者に対し、指名停止を行うものとする。この場合において、当該有資格者に対し、指名停止通知書（別記様式1）により通知する。

2 区長は、有資格者が別表の4の(1)ア又は(5)アに該当する場合で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員を関与させるその他極めて悪質なものと認めたときは、指名競争入札参加資格を取り消すものとする。この場合において、指名競争入札参加資格を取り消された有資格者に対し、競争入札参加資格取消通知書（別記様式第2号）により、通知する。

3 前項に規定する指名競争入札参加資格の取消しの期間は、逮捕又は起訴を知った日から2年とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、区長は、有資格者に対し、注意書（別記様式第3号）により、注意の喚起を行うことができる。

(指名停止等の手続き)

第4条 区長は、文京区契約委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、指名停止及び指名競争入札資格の取消しを行うものとする。

2 契約担当者（文京区契約事務規則（昭和39年4月文京区規則第11号）第2条第2項に定める者をいう。以下同じ。）は、区長が指名停止をしたときは、その期間が満了するまで、当該指名停止の有資格者を指名してはならない。

(指名停止の期間の変更)

第5条 区長は、指名停止を受け、その期間が満了していない有資格者（以下「指名停止者」という。）に対し、必要があると認めたときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

2 区長は、指名停止者が第8条の規定による届出又は報告を怠ったときは、当該指名停止者に対して、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間を延長することができる。

3 前2項の場合において、区長は、指名停止者に対し、指名停止期間変更通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(指名停止の解除)

第6条 区長は、指名停止者が別表に掲げる取扱要件に関し、その事実又は行為につ

いて責を負わないことが明らかとなったときは、当該指名停止者に対し、指名停止を解除する。この場合において、当該指名停止者に対し、指名停止解除通知書（別記様式第5号）により通知する。

（公表）

第7条 区長は、第3条第1項の規定により指名停止を行ったとき又は同条第2項の規定により競争入札参加資格を取り消したときは、指名停止等一覧（別記様式第6号）によりその者の名前、理由、指名停止期間等を公表するものとする。

（届出等）

第8条 指名停止者のうち、別表の4の(1)、(2)又は(5)の取扱要件により指名停止又は指名競争入札参加資格の取消し（以下「指名停止等」という。）の取扱いを受けたものが合併、会社分割又は営業譲渡により、指名停止等の対象となった有資格者又は有資格者の一部を他の有資格者へ移行したときは、当該有資格者は、遅滞なく、合併・会社分割・営業譲渡届（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に届出なければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 合併等契約書の写し
- (3) 経過報告書

2 区が発注した契約において、別表の4の(1)又は(5)の取扱要件により、有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）使用人が逮捕若しくは起訴されたときは、当該有資格者は、遅滞なく、役員等兼職報告書（別記様式第8号）に登記事項証明書を添えて、区長に報告しなければならない。

（下請人等の指名停止）

第9条 区長は、別表の2、3又は4の(6)の取扱要件により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人について、その者が有資格者であるときは、当該下請負人に対して、指名停止を行うものとする。

2 区長は、別表4の(1)、(2)又は(5)の取扱要件により指名停止等の対象となる有資格者又は指名停止等の取扱を受けた者が合併、会社分割又は営業譲渡により、他の有資格者へ移行したとき、又は指名停止等の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止等の取扱いを受けた有資格者の一部が合併、会社分割又は営業譲渡により、他の有資格者へ移行するときは、移行先の有資格者に対して指名停止等を行うことができる。

3 区が発注した契約において、別表の4の(1)又は(5)の取扱要件により、代表役員等又は使用人が逮捕若しくは起訴されたときは、その者が代表役員等になっている他の有資格者に対して指名停止を行うことができる。

4 区長は、共同企業体又は事業協同組合等に対して指名停止を行うときは、その者の有資格者である構成員に対して指名停止を行うことができる。

5 区長は、前項の規定により構成員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責を負わないと認められる者を除くものとする。

（下請等の禁止）

第10条 契約担当者は、指名停止者又は第3条第2項の規定により競争入札参加資格を取り消されている者が区が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。

（指名停止期間の特例）

第11条 区長は、有資格者が一つの事案により別表各号の取扱要件の二以上に該当

したときは、最も長い期間となる取扱要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

- 2 区長は、指名停止者が別表各号に掲げる取扱要件に該当することになったときは、その時点から重複して、当該取扱要件に定める期間について指名停止を行うものとする。
 - 3 区長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。
 - 一 別表の1又は4の(3)の取扱要件に係る指名停止を受け、その期間が満了していない場合又は指名停止を受け、その期間が満了した後3年を経過していない場合において再度取扱要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表の3の取扱要件に係る指名停止を受け、その期間が満了していない場合又は指名停止を受け、その期間が満了した後若しくは注意の喚起を受けた後3年を経過していない場合において、再度同表の3に該当することとなったとき。
 - 三 別表の4の(1)、(2)又は(5)の取扱要件に係る指名停止を受け、その期間が満了していない場合又は指名停止を受け、その期間が満了した後3年を経過していない場合において、再度いずれかの取扱要件に該当することとなったとき。
 - 四 別表の4の(4)の取扱要件に係る指名停止を受け、その期間が満了していない場合又は指名停止を受け、その期間が満了した後3年を経過していない場合において、同表の4の(4)に該当することとなったとき。
 - 五 別表の4の(1)から(5)までに該当する場合において、当該違反行為において代表役員等が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。
 - 六 その他特に必要があると認めたとき。
 - 4 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。
 - 一 別表の2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認めたとき。
 - 二 その他特に必要があると認めたとき。
 - 5 区長は、悪質な事由又はしんしゃくすべき事由があるときは、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。
(指名停止の特例)
- 第12条 区長は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要があると認めたときは、委員会の協議を経て、当該契約について指名停止の取扱としないことができる。

付 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。